

## 備忘録ないしは切り抜き帳(その225)

[2023年2月14日(火)]

○昨夜22時14分に配信された東京新聞『原発運転60年超を石渡委員反対のまま多数決で決定 原子力規制委 独立性はどこへ…』を以下に転載させて頂く。「原子力規制委員会は13日臨時会を開き、原発の60年超運転に向けた新たな規制制度案を決定した。多数決で委員5人のうち4人が賛成、石渡明委員が反対を表明した。老朽原発の規制の在り方を大転換させる重要案件が、委員の意見が一致しないまま決められる異例の事態となり、拙速な決定には賛成した委員からも疑問の声が上がる。(署名記事) 現行の原子炉等規制法(炉規法)は原発の運転期間を「原則40年、最長60年」と定める。政府は昨年12月、再稼働の審査や司法判断などで停止した期間を運転年数から除外し、実質的に60年超運転を可能にする方針を決め、改正法案を今国会に提出する。運転期間の規定は経済産業省が所管する電気事業法で改めて定める。規制委はこの方針に対応する新たな規制案について議論してきた。前回、8日の会合では4人の委員が改正方針に賛成したが、地質の専門家の石渡委員が「原則40年、最長60年」との規定が形式上は維持されることを踏まえ「われわれが自ら進んで法改正する必要はない」などとして反対した。臨時会を開いて改めて議論することになった。この日、決定した新たな規制案は原発の運転開始から30年後を起点に10年以内ごとに劣化状況を審査、規制基準に適合していれば運転延長を認可する。臨時会で石渡委員は2020年に規制委が示した「原発の運転期間は利用政策側(推進側)が判断する事柄で、規制委は意見を言う立場にない」とする見解について「当時の委員会ですっかりと議論されたとは言えない」と指摘。当時は電力業界団体からの意見に対して示した見解であり、今回のように運転期間を延長する法改正を前提につくられた見解ではないと説明した。ほかの委員らは見解の妥当性を強調。議論は平行線となったため、山中伸介委員長が委員一人一人に賛否を確認した。



原子力規制委員会で発言する石渡明委員(左端)=13日、東京都港区で

主な経歴	
委員長 山中伸介	大阪大教授(核燃料の安全性研究)
委員 田中知	東京大教授(核燃料サイクルや放射性廃棄物の研究)
委員 杉山智之	日本原子力研究開発機構安全研究センター副センター長
委員 伴信彦	東京医療保健大教授、  自動車・核燃料開発事業団
委員 石渡明	東北大教授、日本地質学会会長

◆政府と歩調、使命を放棄した規制委【解説】原子力規制委員会が原発の60年超運転に向けた新規制案を多数決で決定したことは、反対の声に向き合わず性急に原発推進に踏み込む政府と歩調を合わせ、独立性を掲げる規制委の使命を放棄するものだ。規制委の運転期間見直しを巡る新制度の検討は異例づくめだった。山中伸介委員長は、委員長就任からわずか2日後の9月末、経済産業省の担当者呼び出して意見聴取するよう指示。規制当局自らが推進側に近づいた。事務局はその指示がある2カ月以上前の7月から、非公開で経産省職員と情報交換を重ねていた。経産省が作成した資料については「作成者が公開の可否を判断すべきだ」として公開せず、規制委の内部資料も「恥ずかしい内容」との理由で黒塗りにした。推進側とのやりとりを明らかにする姿勢すらまったく感じられない。再稼働を目指す原発の中で最も古いのは、関西電力高浜1号機の48年。60年を超えるまでに10年以上あり急いで制度を変更する必要はない。それでも結論を急ぐのは、今国会での制度変更を目指す政府のスケジュールに足並みをそろえるためだ。東京電力福島第一原発事故の教訓で、推進と規制を分離するために発足した規制委の理念が消え去ろうとしている。」

○さらに、今朝の東京新聞『「法案の締め切りがあるので仕方ない」と山中伸介委員長 原発60年超稼働の結論を急いだ原子力規制委』も、以下に転載させて頂く。「議論は尽くされたのか。原発の60年超運転を容認する新たな規制制度を原子力規制委員会が多数決で決定した。賛成した委員たちも少数の反対論を封じ込める性急な手続きが進められたことに懸念を示した。(署名記事)

◆反対貫いた石渡委員 最後は多数決で結論 「この改変は科学的、技術的な新知見に基づくものではない。安全側への改変ではない。審査を厳格にすればするほど、より高経年化(老朽化)した原子炉が動く。私はこの案に反対します」臨時会の開始から約1時間20分が経過した13日午後7時50分ごろ、最終的な採決で賛否を問われた石渡明委員は、淡々とした表情であらためて「ノー」を突きつけた。傍聴席からは「原発やめて」などと怒声が飛び交う中での強行採決となった。石渡委員は、審査による停止期間を運転年数から除外する政府方針が、審査が長期化した原発の延命策につながることにに対し「審査する側として耐えられない」と吐露。ほかの委員が規制案の妥当性を説明すると、時折、顔をしかめながら聞いていた。

◆賛成した委員も「じっくり議論するべきだった」 賛成した委員からも疑問の声は上がった。杉山智之委員は「締め切りを守らなければいけないように、せかされて議論してきた。われわれは独立した機関であり、じっくり議論するべきだった」と指摘。伴信彦委員は、60年超の原発の審査について詳細が決まっていない段階での決定に対し「制度論ばかりが先行し、60年超をどう規制するのが後回しになっていることに違和感がある」と懸念を示した。臨時会後の記者会見で、性急さを問われた山中伸介委員長は「法案のデッドライン(締め切り)があるので仕方ない」と釈明した。」 3.11の福島第一原発事故後の政府や東電の無責任な対応を監視すべく設けられたはずの原子力規制委員会であったが、結局は政府の御用機関であることを露呈してしまったようである。



会場をあとにする石渡明委員



原子力規制委員会が入るビル前で原発の運転期間延長などに抗議する人たち=13日、東京都港区

2022年7~9月	原子力規制委員会事務局と経済産業省が非公開で少なくとも7回の面談で情報交換
9月26日	山中伸介氏が規制委員長に就任
28日	山中委員長が定例会合で、運転期間見直しの検討状況について経産省から聴取する方針を表明
10月5日	定例会合に経産省幹部を呼び、検討状況を聴取。山中委員長が記者会見で「原則40年、最長60年」の現行ルールを撤廃を容認
11月16日	規制委事務局が電力会社から意見聴取をする案を示すが、石渡明委員らが難色を示し約1カ月後に先送り
12月21日	規制委が新規規制案を了承。翌日から約1カ月間、意見公募を実施
23年2月8日	意見公募の結果を議論。石渡委員が反対し、規制案の決定を見送り
13日	臨時会で再議論

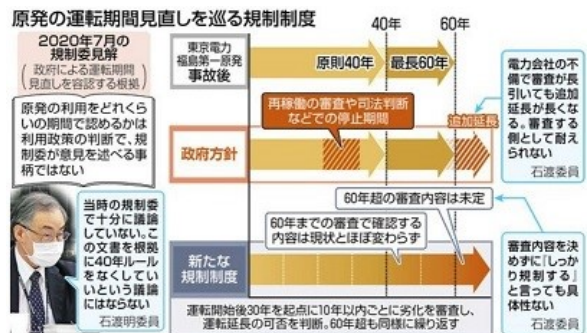
[2023年2月15日(水)]

○昨日に続いて今朝の東京新聞『「厳格に審査するほど運転期間が延びる」原発60年超運転を認める政府方針が抱える矛盾』を転載させて頂く。「原則40年、最長60年」と法律で規定された原発の運転期間の見直しを巡り、原子力規制委員会が13日に多数決で決めた新たな規制制度は、60年を超える運転をどのように規制するかは現時点白紙だ。採決で反対した石渡明委員、審査が難航した原発の延命につながる仕組みになっていることも懸念する。老朽原発の厳格な規制ができるのかは見通せない。

◆「しっかり規制」具体的ではない 新制度は、運転開始から30年後を起点に10年以内ごとに劣化状況を審査する。60年までは現行の審査項目とほぼ同じだが、60年超の審査でどのような項目を確認するかは今後で議論する。13日の規制委の臨時会で石渡委員は「60年超の審査内容を決めずに『しっかり規制する』と言っても具体的ではない。少なくとも見通しは決めるべきだ」と主張。ほかの委員らは「慎重な議論が必要」と応じなかった。政府方針は最長60年の運転制限は維持した上で、審査などによる停止期間を運転年数から除外。

60年超運転を可能にする。新制度では、再稼働審査が難航して停止が長引いた原発の追加延長期間が長くなり、事故リスクが高い老朽原発の稼働を助長することになる。審査中の10原発は、電力会社の説明が不十分なために長引いているケースが大半。審査でつまづいても将来的に取り返せる矛盾をはらむ。石渡委員は「厳格に審査をすればするほど運転期間が延びていく。非常に問題」と批判したが山中伸介委員長は「制度と審査は別の話」と取り合わなかった。

◆利用期間は政策判断？規制委の独立性は 規制委が政府による運転期間の見直しを容認した根拠についても、石渡委員は疑問を投げかけた。2020年7月に決定した見解で「原発の利用期間は原子力利用に関する政策判断で、原子力規制委員会が意見を述べる事柄ではない」と記されている。石渡委員は「当時の委員会では十分に議論していない。この文書をあたかも金科玉条のように使い、40年ルールをなくしていいという議論にはならない」と指摘。田中知委員は「十分に議論したか」というと、少なかつたかもしれないと認めた。運転期間の延長によるリスクを懸念した石渡委員に対し、山中委員長らは年数で一律には判断せず、個別の原子炉の劣化状況を確認するべきだとの姿勢。性急な手続きに対しては複数の委員から批判があったが、石渡委員の懸念は解消されることがないまま、生煮えの規制制度が決まった。(署名記事)



<発言詳報> 原発運転60年超を容認した規制委で、各委員は何を語ったのか

原発の60年超運転に向けた新たな規制制度を、多数決で決定した13日の原子力規制委員会臨時会。約1時間半に及んだ会議は、制度変更反対の石渡明委員と、ほかの4人の主張が平行線のまま終わった。主なやりとりは次の通り。

◆規制委の運転期間への関わりをめぐり石渡委員が口火を切る

13日午後6時半 臨時会を開始。事務局の法案説明の後、5人の委員の議論が始まった。「運転期間をどれくらい認めるかは利用政策側(推進側)の判断で、規制委は意見を言わない」とする2020年の見解について、石渡

明委員が疑問を投げかける。

**石渡委員** 特にこの「規制委が関わるべき事柄ではない」ということについて、当時によく議論をしてこれを決めたかという、私はそうではなかったのではないかなと思う。規制委全体の意思として確固として決定されたというのではないかなと考える。

**山中伸介委員長** さまざまな場での意見交換も含めて議論されたことをまとめた見解だ。

**田中知委員** 十分に議論したかという、少なかったかもしれないが、方向性としてはこれでいいのではないかな。

**杉山智之委員** 単純な数字で何年までと決めるのが規制委のやり方にフィットしない。

**伴信彦委員** 科学的、技術的に何年が妥当とは一律に決められないという結論であり、趣旨は妥当。

**石渡委員** これを根拠に40年ルールをなくしていいという根拠にはならない。

**山中委員長** 根本的に食い違ってきた。

#### ◆問題点を次々に指摘する石渡委員

午後7時10分 議論はかみ合わないまま、話題は60年超の原発の審査手法が白紙であることに移る。

**杉山委員** 60年のときにやることは慎重にじっくり議論するべきだ。

**山中委員長** 現時点で60年までは十分に評価できている。その次の期間もある程度は担保できる。

**石渡委員** 電力業界団体は、60年もたつと部品が調達できなくなると資料に記載している。実際にそういう障害が起きることは避けられない。同じような審査手法でいいのか。

**杉山委員** 古い設計のものをふるい落とす仕組みを設ける必要がある。

**石渡委員** (首をかしげる)

午後7時半 政府方針の審査による停止期間を運転年数から除外する仕組みが話題に。委員間の規制に対する見解の相違が大きくなっていく。

**杉山委員** 審査で時間がかかる分、あとで取り返せると読める。しかし、何もしなくても劣化は進み、事業者が時間稼ぎをするメリットはない。

**石渡委員** 不備があって審査を中断した場合も運転期間が延びる。事業者の責任でそういうことになっても延ばしていいよというのは非常におかしい。そういう制度になるならば、審査をしている側として耐えられない。

**杉山委員** 審査する側が、利用政策側(推進側)がどういった期間をカウントするのかわからないのかを考慮する必要はない。

**山中委員長** 規制制度と審査は別に考えないといけない。審査のタイミングは政策側の判断というのはこれまで通りの見解で、切り分けないといけない。

**石渡委員** 切り分けてという話だけど、審査を中断した期間も延長に加わる。原子力の安全にかかわる。時間がたてば劣化が進むのだから、切り分けるというのは…。

**山中委員長** (石渡委員の発言に割って入る) そこに誤解がある。われわれがするのは運転期間の制限をかけるのではなく、ある期日が来たときに規制基準を満たしているかという安全規制をするのが任務。運転期間をどうのこうのというのをわれわれが科学的に判断するというのは、これまでの議論と違う。どうも石渡委員と根本的に食い違っている。

**石渡委員** 経産省の案に書いてある通りを読んで、私自身はそうとしか理解できない。

#### ◆「根本的に食い違っている」と繰り返した山中委員長

**山中委員長** 運転期間についての考え方は、委員会で決めた見解は納得できないというのが石渡委員のお考えか。

**石渡委員** 原則40年、最長60年の枠組みは変えないのが経産省の案。われわれが積極的に炉規法(原子炉等規制法)を変えに行く必要はない。

**山中委員長** 根本から意見が食い違っている。

**杉山委員** 経産省の案は事実上(40年と)プラス20年ではないのが明らか。炉規法の規定をそのまま残すことは不可能だ。

**石渡委員** 私の考えはだいたい述べたので、付け加えることはない。

午後7時40分 埋まらない溝が明確になり、山中委員長はまとめに入る。

**山中委員長** 石渡委員、炉規法は改正しないといけない。納得できないという意見でよろしいか。

**石渡委員** 炉規法は規制委が守るべき法律だ。科学的、技術的な理由、より安全側に変える理由ならば変えることにやぶさかではないが、今回はそのどちらでもない。

**山中委員長** 運転期間について、安全規制で考えるべきだというのが石渡先生のお考えで、根本的に食い違っている。その理解でいいか。

**石渡委員** そうかもしれません。

◆賛成委員も「じっくり議論して進めるべき」「違和感」

午後7時44分 山中委員長が意を決したように多数決を宣言する。

**山中委員長** 石渡委員の心情は変わらない。あらためて賛否をうかがいたい。

**田中委員** これでいいかと思う。

**山中委員長** 私も賛成したい。

**杉山委員** この範囲では了承したい。ただ、説明が圧倒的に足りない。今からでも説明の資料は公表してほしい。われわれは外から定められた締め切りを守らなければいけないとせかされて議論してきた。われわれは独立した機関なので、じっくり議論して進めるべき話だった。外のペースに巻き込まれずに議論すべきだった。

**伴委員** 合理的な変化であるという点で了承する。ただ、制度論ばかりが先行してしまって、60年超えの基準をどうするのか後回しになってふわっとしたまま、こういう形で決めないといけないことには違和感を覚える。

**石渡委員** この改変は科学的、技術的な新知見に基づくものではない。安全側への改変とも言えない。審査を厳格にすればするほど、将来より高経年化（老朽化）した炉を運転することになる。こういったことにより、私はこの案には反対する。

午後7時48分 議論が最終盤を迎える。

**山中委員長** 残念ながら石渡委員のご賛同を得ることはできなかった。本日の賛否の結果をもって、委員会の決定としたい。その上で、反対の石渡委員にも今後の高経年化の規制の議論には参加してもらいたい。


**石渡委員** もちろん委員ですので、参加させていただく。

**杉山委員** ここで決を取って進んでしまっているのには疑問を感じる。ただ石渡委員が今、納得できない事に対して、懸念がなくなるような基準の策定について議論していく。石渡委員のご意見をうかがい続ける。

**山中委員長** 石渡委員、今後ともよろしくお願ひします。本日の委員会はこれで終了。

午後7時52分閉会

[2023年2月16日(木)]

○今朝の毎日新聞社説『原子力規制委の多数決 議論不足では信頼されぬ』を以下に転載させて頂く。「東京電力福島第1原発の事故後、歴代政権が掲げてきた「脱原発依存」の方針転換につながる節目である。専門家の意見が割れる中での決着は「拙速」と批判されても仕方あるまい。原発の運転期間を「最長60年」と定めた法律の改正を原子力規制委員会が了承した。5人の委員のうち1人が最後まで反対する中、異例の多数決となった。結論を急いだ背景には、他の法案と一括して今国会で審議したいという政府の意向がある。規制委は岸田文雄政権の指示を受け昨年10月に議論を始めた。ベースになったのは2020年にまとめた見解だ。運転期間を「規制委が意見を述べる事柄ではない」と結論づけていた。経年劣化の度合いは原発ごとに異なる。一律に運転期間を定めるより、その時々への厳しい審査が使命だとの考え方である。ただ運転期間ルールは老朽原発から廃炉にし、脱原発を目指す意思表示と受け止められてきた。規制委の議論最終盤、石渡明委員が反対を表明した。安全審査などで原発が止まった期間を運転期間から差し引き、実質的に60年を超える運転を可能にするという手法に疑義を唱えた。「審査が延びるほど、古い原発を動かすことになる」と懸念を表明したが「新たな審査制度によって安全は強化される」との意見が大勢を占めた。山中伸介委員長は「議論は尽くされた」と強調する。だが議論の進め方に関しては、改正に賛成した委員からも批判が出た。杉山智之委員は「外から出された締め切りにせかされて、じっくり議論できなかった」と苦言を呈した。伴信彦委員は「60年超の審査をどうするかが後回しで、違和感を覚える」と注文をつけた。「独立した意思決定」を活動原則に掲げる規制委が、他の要因に左右されて議論を急いだり、生煮えの結論を出したりすることがあってはならない。熟議が必要なら他の法案の提出を待ってもらえばいいだけのことだ。日本は今も、福島の事故で出された「原子力緊急事態宣言」下にある。安全を追求し続けることでしか国民の信頼は得られない。規制委の姿勢が問われている。」  今朝の朝日新聞や東京新聞も同様の論説を社説に掲げていた。

[2023年2月17日(金)]

○今朝の毎日新聞社説『長周期地震動の速報 高層ビルの防災に活用を』を以下に転載させて頂く。「規模の大



[2023年2月19日(日)]

○今朝の東京新聞社説『週のはじめに考える 帝国の解体は止まらず』を以下に転載させて頂く。「ウクライナ東部のドニプロで年明け早々、集合住宅がミサイルで破壊され40人余が亡くなりました。二つに裂かれてしまった9階建ての集合住宅の写真を見て、24年前にモスクワでそっくりの惨状を目の当たりにしたのを思い出しました。◆ウクライナを失って プーチン大統領がエリツィン政権の首相に就任したばかりの1999年のことです。モスクワで2件、ほかにロシア南部のカフカス地方などで集合住宅が爆破される事件が立て続けに起きました。プーチン氏は一連の事件をチェチェン共和国の独立を目指す武装勢力の犯行だと決めつけ、対チェチェン軍事作戦を再開しました。世論は軍事作戦を支持し、これを追い風にプーチン氏は翌年の大統領選で初当選を果たしました。ただし連続爆破事件をめぐるのは、軍事作戦に国民の支持を取り付けて正当化するため、体制側による自作自演のテロではないか、との疑念が当初からついて回りました。事件の内幕を内部告発した元情報部員は亡命先のロンドンで毒殺され、英当局はロシアの犯行と断定しています。プーチン氏は軍事作戦を再開した当時を振り返ってこんな趣旨のことを語っています。ロシアは崩壊の寸前だった。チェチェンの動きはソ連崩壊の続きだ。どこかで食い止めないとロシアは消滅してしまう。首相に就任したばかりのプーチン氏が見せた不安そうな表情を覚えています。その人物を最高権力者の座に押し上げたのは、犠牲をいとわない力の行使でした。プーチン氏は今、力を使って同じことを繰り返しています。本人が指摘したように、1991年末のソ連崩壊後も進行する崩壊プロセスを食い止めて、帝国の解体を阻止するために、それがウクライナ侵攻の目的です。プーチン氏が描くのは、ロシア、ウクライナ、ベラルーシのスラブ3ヵ国を中核とした帝国。ところが、軍事侵攻は逆にウクライナを失う結果になりました。ウクライナはロシアの引力圏を脱し欧州へ向かう「脱露入欧」路線を進んでいくでしょう。ロシアが縄張りを見なす旧ソ連圏諸国は対ロ警戒感を強めています。ロシア系住民の保護を名目に侵略が許されるなら、多くのロシア系住民を抱える各国にとっては、明日はわが身かもしれない。ロシアにはウクライナ喪失だけではすまないかもしれません。2019年にロシアと中国の国境地帯を訪ねました。中国・内モンゴル自治区の満州里は中ロ国境貿易の中心地です。市中心部は民芸品のマトリョーシカ人形の外観をした高級ホテルをはじめロシアのテーマパークのようになっていて観光客でにぎわっていました。国境ゲートを通ってロシア側の通関窓口に行くと、大きなビニールバッグを持ったロシア人が長い列を作っていました。中国に衣類や日用雑貨品を買い付けに行った担ぎ屋です。混迷の1990年代、生活に困った医師や教師を含め多くのロシア人が担ぎ屋に転身しました。ネットショッピングが盛んな今でも、こうした商売が成り立っていることに驚き、両国の経済格差を思い知らされました。◆国の未来食いつぶす 満州里と接する一帯は、ロシアの極東地域に入ります。極東地域は4000km余に及ぶ国境で中国と接していて、面積はロシア全土の4割を占めます。日本の国土の18倍に相当するこの広大な地に暮らす人々はわずか800万人ほど、大阪府よりも少ない人口です。対する中国は国境地帯の人口が9000万余、人口格差も膨大です。ウクライナ侵攻に伴う西側の経済制裁によって、ロシアの国力衰退は避けられません。人口減も加速するでしょう。モスクワは極東を統治していけるのでしょうか。欧米と決別したロシアは中国傾斜を一層強めています。巨大な中国に呑み込まれてしまうという懸念はかねてロシアにはあります。それが現実味を帯びてくるのは否定できません。ウクライナ侵攻は24日で一年を迎えます。和平機運はうかがえず、出口は見えません。ロシアの将来を担う大勢の若者が戦場で倒れ、海外への頭脳流出も止まらない。帝国を維持するために国の未来を食いつぶしていることに、プーチン氏は気づかないのでしょうか。もうやめなくてははいけません。」

[2023年2月20日(月)]

○今朝の東京新聞社説『マイナカード 政府の強引さ目に余る』を以下に転載させて頂く。「マイナンバーカードの用途拡大や普及を巡り、政府や一部自治体の取り組みに強引さが目立つ。賛否が分かれるカードの押し付けは制度に対する国民の不信を強めるだけだ。再考を促したい。政府は、年金や児童手当の振込先として行政機関が把握する口座情報をマイナカードにひも付ける新制度を導入する方針だ。利用者が拒否しなければ、同意がなくても登録できる案が有力視される。さらに社会保障と税、災害対策に限定した利用範囲を、国家資格更新や自動車登録、在留外国人関連の事務などにも拡大。政府が番号を扱う事務や照会の範囲も、法改正なしで広げられる仕組みに改めるといふ。いずれも今国会に提出を予定するマイナンバー法改正案に盛り込む。ただ、口座のひも付け案は個人の資産を行政が把握することへの国民の警戒感が強く、以前も断念した経緯がある。利用範囲の拡大は情報漏えいに加え、利用者の知らないところで政府に勝手に名寄せされ、悪用される恐れも高める。政府の個人情報保護委員会によると、2017～2021年度の5年間で、少なくとも35,000人分のマイナンバー情報の漏えいなどが起きた。安全性に対する懸念や監視社会への不安が解消され

ていないにもかかわらず、利用範囲を強引に拡大するのは乱暴極まりない。岡山県備前市は保育料や給食費などを無償とする対象を、新年度から家族全員がカードを取得した世帯に限定するという。教育の機会均等に抵触しかねず、住民らの反発は当然だ。背景にはカード交付率を地方交付税算定に反映させる政府方針がある。自治体間の財政不均衡を調整する交付税を、特定政策の誘導に使うことは慎むべきである。政府はカード取得者にポイントを付与する普及策を進めるが、取得率は1月末時点で約6割にとどまる。来年秋に現行の健康保険証を廃止し、カードに一本化する事実上の義務化も打ち出した。そもそもカード取得は任意であり、強引な普及策は逆効果だ。政府がカード普及を必要とするなら、用途や利用範囲の拡大などを強引に進めるのではなく、安全性をより高める制度設計に努め、国民の懸念を払拭することが先決ではないか。改正案の今国会提出は見送りを求めたい。」

[2023年2月21日(火)]

○今日の東京新聞こちら特報部の『誰得？マイナ保険証ない人向け「資格確認書」本人申請が必須で有効期限は最長1年、自動更新は未定』なる記事を転載させて頂く。「マイナンバーカードと健康保険証を一体化させた「マイナ保険証」に絡み、岸田政権がまた物議を醸す仕組みを打ち出した。未取得者向けに保険証代わりの「資格確認書」を発行するという。取得には申請が必須で、有効期限は最長1年間。本人にも事務窓口にも手間がかかりすぎないか。面倒ならマイナカードを作ってねと言わんばかりの対応だが、いったい誰が得をするのか。(署名記事) ◆取得に当初は有料化検討 2024年秋に健康保険証を廃止しマイナ保険証への一本化を目指す岸田文雄首相は、昨年10月マイナカードを持たない人も保険診療を受けられるように「保険証に代わる制度をつくる」と表明。デジタル庁や総務省、厚生労働省が中心となって同12月から対応策を検討していた。今月17日に公表した中間取りまとめでは、保険証の代わりとなる紙の資格確認書を発行する方針を明示した。当初は有料化も検討されたが、自民党内部からさえ「懲罰的にお金を取るのはおかしい」と反対の声が上がり、発行は無料になった。一方で、取得するには本人申請が必要で、有効期限は最長1年とした。期限が切れたら更新もできるが、国民健康保険証のように自動更新されるかは未定だ。厚労省の担当者は「基本的に必要な人が必要な時に申請するもの。自動更新していくかはそれも踏まえて検討する」と話し、更新時も申請が必要となる可能性に含みを残した。窓口の費用負担も現行の保険証と同様に、マイナ保険証より重くなる。



マイナンバーカードの窓口＝長野県伊那市役所で

◆うっかりすると無保険扱いに？ 本人負担だけでなく医療機関の窓口での新たな混乱の種になりそうだ。首都圏で在宅医療に携わる木村知医師は、「すでにマイナ保険証と従来の保険証が入り乱れている。もう1種類入ってきたとき窓口がかなり混乱するのではないか。ただでさえコロナ対応で苦心しているのに、事務手続きを煩雑にして現場の足を引っ張ることはやめてほしい」と訴える。制度の枠組みも大きく変わる。厚労省によると、現在の健康保険法では保険料を支払っている被保険者に対し、健康保険組合などの保険者が健康保険証を発行・送付することが義務付けられている。今後は被保険者が申請しないと交付されなくなり、マイナ保険証がない人はわざわざ資格確認書の取得・更新の手続きを強いられることになる。マイナ保険証への一体化に反対してきた全国保険医団体連合会(保団連)の本並省吾事務局長は「資格確認書の取得が任意で1年限定となると、保険料を適切に支払っている人でもうっかり申請を忘れるなどし、医療機関の窓口で資格喪失や無保険扱いとなることが懸念される」と語る。問題は医療現場にとどまらない。政府の審議会では、老人介護施設の関係者らから「現在は緊急時の受診などに備えて施設で保険証を預かっているケースが大半だが、センシティブな情報があるマイナ保険証になると預かるのは難しい」とマイナ保険証の一本化に懸念の声が上がった。政府は資格確認書はそうした高齢者らへの対応策としているが、本並氏は「該当する高齢者は国内に数百万人いる。そうした人たちが新たに資格確認書を申請するのも大変だし、受ける自治体側も大変。現行の保険証で対応できていたことに、膨大な社会コストを払うことになる」と指摘した上で続ける。

「政府がマイナ保険証ありきで当事者のことを考えずに制度を考えたために、無用の混乱を招いている。国民も医療機関も望んでいない保険証の廃止は撤回すべきだ」最近、岸田政権がやることはおかしいことばかり。国民の「しょうがない」にも限度がある。そのうち不満が爆発するのではないだろうか。

[2023年2月22日(水)]

○今朝の朝日新聞社説『防衛費と国債 戦後の不文律捨てる危うさ』を以下に転載させて頂く。「来年度予算案

の衆議院での審議が大詰めを迎えている。戦後初めて防衛費の調達を目的にする建設国債の発行を盛り込んだ予算案であり、このまま認めれば「借金で防衛費をまかなわない」という不文律が破られる。悲惨な戦禍から学んだ重要な教訓を投げ捨ててよいのか。熟議もないままに憲法の平和主義を支える重要な規律を破ることは許されない。

■**矛盾あらわな答弁** 政府が提出した予算案は、自衛隊の隊舎の整備や護衛艦の建造費など計4343億円を、公共事業費に充てる建設国債でまかなう。従来政府は防衛費は公共事業とみなしておらず、重大な方針変更にあたる。政府は昨年末の国家安全保障戦略で海上保安庁と防衛省の連携強化をうたった。そこで海保の船艇などと同様に「防衛費を建設国債の発行対象経費として整理した」（岸田首相）のだという。だが、海保は法律で軍事機能が否定されている。連携するからといって予算を同列に扱う理由にはならない。加えて看過できないのは、首相が「これまで赤字国債であったものが建設国債になる」と答弁していることだ。財源不足を穴埋めする赤字国債は使途が明示されない。だからその一部は、結果的に防衛費にも利用されていたと言いたいのだろう。



最新鋭の潜水艦の進水式。潜水艦の建造が国債を財源に行えるようになる=神戸市中央区

しかし、1965年度に戦後初の赤字国債を発行したとき、政府自身が「公債を軍事目的に活用することは絶対に致しません」（当時の福田赳夫蔵相）と断言している。岸田首相はこの説明が虚偽だったと主張するのだろうか。予算全体の帳尻合わせの赤字国債と防衛費目的と明示した国債発行は、次元が異なる。「戦後レジームからの脱却」を唱えた安倍元首相は生前、防衛費を国債でまかなえばいいと述べていた。首相はそうした主張を漫然と受け入れ、矛盾に満ちた強弁を続けているのではないのか。

■**風化する歴史の教訓** 防衛費と国債の関係は憲法と財政法の根幹にかかわる。1947年に施行された財政法の4条は、赤字国債の発行を禁じた。それは健全財政のためだけではなく、当時、立法に深く関わった旧大蔵省の平井平治氏は、『財政法逐条解説』に「公債のないところに戦争はないと断言し得る。本条は憲法の戦争放棄の規定を裏書保証するものであるともいえる」と記した。大蔵省の正史『昭和財政史』も、平和主義のもとに戦争財政の苦い経験にかんがみ「公債発行の歯止めを財政法の中にもとめた」と結論づけている。一方で、4条に反して赤字国債を発行するに際し、政府は4条と平和主義との関係を否定した。その論理や背景は定かでないが、林健久東大名誉教授（財政学）は「社会の反発が強かった国債を景気対策のために発行するにあたり、少しでも抵抗を減らすために、4条と平和主義の結び付きを認めなかったのではないかと推測する。その後の政府も、赤字国債発行を繰り返しながら同様の説明を踏襲してきた。今国会でも鈴木俊一財務相は「あくまで健全財政のための規定であって、戦争危険の防止そのものが立法趣旨であるとは考えていない」と述べている。歴史は、その時々々の社会経済情勢を背景に解釈される宿命にあるのは事実だ。だがそこには、歴史の重要な教訓が風化する危うさがある。これまで政府は、4条と平和主義の関係を否定しつつも国債を防衛費に充てないという一線は守ってきた。だが半世紀にわたる風化の積み重ねが、いよいよその不文律にも及んできたのが現実ではないか。

■**徹底した議論を** 辛うじて守られてきた不文律が破られれば、防衛費が青天井で膨張し、平和主義が骨抜きにならないか。周辺国との際限なき軍拡競争を起ささないか。危惧せずにいられない。岸田首相は、「建設国債に依存して防衛費を増やすことはない」と強調する。だがいったん開けた穴は、新しい歯止めがない限り時が経つにつれ広がる。それがこれまでの歴史だ。戦前の日本銀行による国債引き受けは「一時の便法」との構想が宙に浮き、野放図な借金と泥沼の戦争拡大を招いた。戦後の国債発行も、一時的な不況対策というもくろみは外れた。最近では、コロナ対策だったはずの巨額予備費の使途が物価高対策にも広がり、財政民主主義が空文化しつつある。防衛力強化をめぐる「専守防衛」の理念を揺るがす敵基地攻撃能力の保有も盛り込まれた。憲法が掲げる平和主義を担保してきた様々なルールが一挙に失われつつある。内外の膨大な犠牲の上に築かれた戦後の蓄積を顧みずに、耳目を引きやすい「普通の国」への転換を急いでではないか。与野党に徹底した議論を求める。」

○同じく朝日新聞天声人語『憲法9条と敵基地攻撃論』も転載させて頂く。「国会でのやりとりを見聞きしていて、どうも腑に落ちない。憲法9条と敵基地攻撃能力の関係についてである。自衛のためならばミサイルを撃ち込んでも「憲法の範囲内だ」と岸田首相は昨年来繰り返している。本当だろうか。▼根拠にあげられているのは1956年の政府見解だ。たしかに当時の鳩山一郎首相は国会で「座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨だとはどうしても考えられない」との見解を示し、理論上は敵基地攻撃を出来るとした。▼だがこれには仰ぎ見るほどの高い関門がある。鳩山氏は同じ答弁で、実行できるのは「他に手段がない」時だけだとも言っているからだ。国連も助けてくれない、日米安保条約もない、救いの手が全くない。そんな場合だと政府はその後説明してきた。▼いま国連は存在する。何より5万人超の在日米軍がでんと駐留している。世界各国の中で最も多い。築きあげてきた見解と違うじゃないかと野党が先日の国会で問うた。すると岸田首相



は、いまや米軍に依存せずに「自ら守る努力が不可欠だ」と答えた。▼ならば、政府は憲法解釈を変えたと考えるのがふつうだろう。だが首相は「変更しておりません」。出来の良くないロボットの不条理な応答を聞くようで、まったく理解に苦しむ。単に憲法の議論を避けたいだけではないかと疑いたくなる。▼国家権力を縛るための憲法の解釈を時の政権が勝手に曲げる、そして曲げたことすら認めない。罪は二重に重い。」

2023年2月22日 文責：瀬尾和大